

津久見市への定住を促進させるための

住宅に関する3つの補助金制度をご紹介します!

1. 新婚・子育て世帯家賃補助金

若者の移住定住を促進し、人口の増加と地域活力の向上を目指して、市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯または移住子育て世帯に対して2年間の家賃補助を行います。

【対象外】・公営住宅、社宅、官舎、寮、賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅など

『新婚世帯』の場合

- ・婚姻の届出から1年以内である
- ・夫婦の合計年齢が80歳未満である

『子育て世帯』の場合

- ・市外から転入して1年以内である
- ・15歳以下の子をもつ世帯である

共通要件

- ①市内に居住する意思がある ②住民基本台帳に記録されている
- ③家賃を滞納していない ④世帯員全員が税金を完納している
- ⑤自治会に加入する ⑥生活保護法に係る家賃補助等を受けていない

補助金額

(家賃－家賃手当)÷2＝補助額(上限1万円)

家賃	家賃手当	補助対象	月の補助額(上限1万円)	補助総額
5万円	2万円	3万円	1万5千円	24万円

1万円
↑
1千円未満が出る場合は切捨て

さらに!

新婚世帯の場合は加算あり!

婚姻の届出日を挟む前後6ヵ月以内に市外から転入した場合1人につき月額5千円の加算

○夫婦どちらか一方が市外から転入
5千円×24ヵ月+24万円＝

36万円

○夫婦どちらも市外から転入

1万円×24ヵ月+24万円＝

最大補助総額

48万円

2. 移住者居住支援事業補助金(市外からの転入者対象)

【補助対象者】市内へ平成28年4月1日以降に転入した方、またはこれから転入される方(就職・転勤・進学等により5年以内に市外へ転出する可能性の高い方は対象外)

【補助金の種類】(補助率・上限額) ※印は補助対象者が住宅所有者でもよい

- ①仲介手数料(10/10・5万円)※
- ②家財処分(10/10・10万円)※
- ③住宅改修(2/3・100万円)※
- ④新規建設・住宅購入(10/10・100万円)
- ⑤引越補助(2/3・20万円)
- ⑥移住奨励金(10万円)

3. 新築奨励・市内消費喚起事業(市内で使える商品券を交付)

【補助対象者】市内に新築して1年以内の住宅、もしくは空き家バンク物件を取得した方
住民票を移動させてから1年以内に申請書を提出すること

【補助対象経費】①新築費用 ②新築・空き家バンクの購入経費
③新築・空き家バンクの改修経費 ④備品等購入経費

【補助金額】(①～④の補助対象経費)×0.4＝補助額(上限20万円)
中学生以下の子どもがいる場合は5万円を加算



上記の補助要件は一部です。詳細については政策企画課までご連絡ください。

【問い合わせ先】政策企画課 ☎0972-82-2655

補助金に関する情報(市のHP) ⇒ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/site/iju-teiju-joho/>